

公益財団法人全日本軟式野球連盟 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）の諸事業において支給する謝金に関しての基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

(支払対象者)

第2条 謝金は、本連盟の役職員以外の者とし、本連盟が業務実施のため協力を依頼した個人または法人若しくは団体等（以下「協力者」という）に対して支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大会運営及び運営補助・協力の対価
- (2) 講習会等における講義

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。ただし、事業等を実施する上で特別な事情がある場合は、専務理事の判断により基準の範囲内で金額を調整することができる。

基準に定めていない役務に対する支払が必要となる特別な事情がある場合は、理事会にて協議の上、特別基準として支給することができる。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第5条 謝金の支払いに際して、本連盟は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(領収書の收受)

第6条 謝金を支払った場合には、本連盟は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。なお、銀行振込による支払の場合はこの限りではない。

(補則)

第7条 その他、必要な事項は理事会の決議により定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成25年1月7日から施行する。

別表 1 謝金基準表

区分	対象者・業務内容	基準額(円)	支給単位	備考
大会関係	運営役員	3,000	1日	
	審判員	3,000	1日	
	記録員	4,000	1日	
	放送員	4,000	1日	
	運営補助員 (接待・会場設営等各係員)	2,000	1日	
	運営補助団体 (プラカード・旗、ホールボーイ等)	20,000	1日1団体	又は@500×人数
	式典演奏・演芸団体	30,000	1日1団体	又は@2,000×人数
	医師	30,000	1日	
	理学療法士	10,000	1日	
	看護師	5,000	1日	
	司会	上限 30,000	1回	専門職に限る
	通訳	10,000 (学生 4,000円)	1日	
講習会関係	講師	12,000	1時間	
	助手	6,000	1時間	実技指導の場合のみ
	モデルチーム	30,000	1日1団体	又は@2,000×人数

* 謝金の支給については、役務に対する個人への報酬であり、労務の生じない場合においては支給しない。